

南砺市農業委員会第5回総会会議録

- 1.招集日時 令和 2年 11月 6日
- 2.開会時刻 令和 2年 12月 3日 午後4時00分
- 3.閉会時刻 令和 2年 12月 3日 午後5時05分
- 4.場 所 福光庁舎 別館3階 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 20名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第 23 号 南砺市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の制定について

第 3 報告事項

報告第 12 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について

報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 船藤 統嗣、係長 田原 雅之、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 | お疲れ様です。本日はお忙しい中ご参集いただきありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、第 5 回南砺市農業委員会 令和 2 年 12 月の総会を開催いたします。本日の出席人数は、委員総数 20 名全員が出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いいたします。

会長 | 本日も出席賜りまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルス第 3 波が猛威を振るっているわけですが、皆様方どうか充分お気をつけて感染しないようにお過ごしいただきたいと思っております。

コロナウイルスの影響でございますが、来年度の米の生産数量は減産されるようなことで、県の再生協議会が開催され数量が決定し、各市町村に配分されると思っております。南砺市は、14 日に農業再生協議会が開催されます。ここで決定され、各地区へ数量の提示があると思われます。今年はコロナウイルスで大変な年になっており早く過ぎてしまいたい思いがいっぱいですが、年末年始が穏やかに過ごせますよう願っております。

議長 会に先立ちまして、議事録署名人をご指名させていただきます。本日の署名委員は9番の委員、10番の委員の2名の方よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第18号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回5件の申請がありました。
面積は田19,740㎡、畑2,280㎡ 計22,020㎡です。
受付番号1番です。

譲渡人は県外居住のため、申請地 田7筆7,513㎡を譲受人 農事組合法人の〇〇〇〇〇に譲り渡すものです。

受付番号2番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは、申請地 田2筆6,319㎡を相続しましたが、自身が非農家のため地元の法人で耕作いただいております。近年、農地の維持・管理面において困難なため、売買の相談をしてみましたが見えていないため、近隣の農家である譲受人に譲り渡すものです。

受付番号3番です。

この案件は、譲渡人と譲受人は親子で経営移譲年金の受給に関する案件であり、申請地 田3,548㎡が該当となります。

この農地は平成30年2月14日付けで砂利採取を目的とした一時転用により、使用貸借権の解約をし、その後転用申請により許可され工事完了に伴い、令和元年11月8日付けで完了報告が提出されましたので、今回、再設定するものです。

受付番号4番です。

譲渡人は主に果樹園地を所有し経営しております。所有農地の中で申請地 畑2,280㎡は、譲受人が5年前から農地をお借りしてイチゴ栽培しております。今回、その農地が他の方から売買してほしいと依頼があったことを受け、譲受人の方に所有する旨の有無の確認をしたところ、今までの実績の経緯から承諾のうえ、売買するものです。

受付番号5番です。

譲渡人は長年農地を所有してきましたが、離農する思いがあり、申請地 田2,360㎡を仲間田として所有している譲受人に譲り渡すものです。

事務局

現在、農事組合法人〇〇〇〇が耕作しており、今後も引き続き行うものとし、農地の管理についても譲受人が法人とともに努めるものとします。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

＝議案第19号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回3件の申請がありました。面積は田1,710 m²、畑1,129 m² 計2,839 m²です。

共同住宅敷地	1件	畑	1筆	961 m ²
物置兼車庫、カーポート建設	1件	畑	1筆	168 m ²
駐車場及び農業用倉庫	1件	田	2筆	1,710 m ²
計	3件		4筆	2,839 m ²

受付番号1番です。

申請人〇〇〇〇さんは、現在アパート経営を行っております。今回、申請地の畑961 m²を共同住宅に転用するものです。

この申請地は、市内において遠隔地からの赴任者が多いこ

事務局

とや若い夫婦が一時的に親と別居するケースが多くみられる傾向があることから、需要があり、経営を拡大したいという思いから計画したものです。

農地区分は3種農地と判断し、転用許可基準は原則許可と考えられます。

受付番号2番です。

申請人〇〇〇〇さんは申請地の畑168㎡を物置兼車庫、カーポート建設に転用するものです。

申請人は現在6人家族で内4台の自家用車を所有しております。既存の住宅敷地には駐車スペースがないため、無断で車庫兼物置を建設のうえ2台の車を駐車しております。残りの2台については路上駐車を余儀なくされ、そのまま放置し続けることはできないため、無断転用として是正をし、新たにカーポートを建設するものです。

農地区分は、都市計画法上の用途地域（第一種住居地域）と判断され、転用許可基準は原則許可と考えられます。

受付番号3番です。

申請人は〇〇〇〇さんで、現在アパート経営を営んでおります。今回、都市計画道路市道拡幅工事により、申請者が経営するアパートの入居者用駐車場43台分のスペースが減少するため、代替地として申請地の田1,710㎡が必要となり、また申請人が所有する農業用倉庫も拡幅工事の範囲に該当するため、併せて転用するものです。

農地区分は、都市計画法上の用途地域（工業地域）と判断され、転用許可基準は原則許可に該当するものと考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといた
します。

議長 続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に
ついて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 20 号について議案書をもとに朗読・説明=
事務局

今回 3 件の申請がありました。面積は田 9,160 m²、畑 222
m² 計 9,382 m²です。

砂利採取	1 件	田	2 筆	8,870 m ²
分家住宅敷地	1 件	畑	1 筆	222 m ²
住宅の増築	1 件	田	1 筆	290 m ²
計	3 件		4 筆	9,382 m ²

受付番号 1 番です。

農用地区域内農地において、砂利採取にあたり一時転用申
請がございました。借入人は、(有)○○○○○○○○で借入人
○○○○さん。申請地 田 8,870 m²で砂利採取を計画してお
ります。

最大掘削深度は 10 メートル以内とし、採取土量 47,935 m³
を予定。砂利層を採掘し、採取場には採取看板、洗車場、鉄
板、防護柵を施しながら危険防止の措置を講じます。また、
採取跡地を良質土壌で埋め戻し、地力増大、地盤改良を図る
ため実施するものです。

農地区分は農業振興地域整備計画において、農用地等とし
て利用すべき定められた土地の区域で、転用許可基準は、仮
設工作物の設置その他の一時転用となります。

受付番号 2 番です。

譲受人○○○さんは現在、市内のアパートに住んでおりま
す。子どもが成長し、今のアパートの広さでは手狭と感じる
ようになり、住宅建築の計画をしました。自身が農業者の跡
取りの為、地元で分家住宅を建てる敷地を探してみましたが、
売却してもらえる宅地等が見つからず、やむなく譲渡人であ

事務局

る親の〇〇〇〇さんの共有名義地 畑 222 m²を使用貸借権により、分家住宅の建築をすることに決まりました。

農地区分は 1 種農地と判断され、転用許可基準は、集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 3 番です。

譲受人〇〇〇〇〇さんは結婚の際に、緊急避難的に土蔵を改築した住宅に住んでおります。来年 5 月には子供が生まれる予定で家族が増えることから手狭と感じるようになり、実家の父〇〇〇〇〇さんに相談したところ、申請地 田 290 m²を借り受けて住宅を建築することに承諾いただき申請するものです。

農地区分は 2 種農地と判断され、転用許可基準は、代替可能性勘案の必要なしと考えられます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長

続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 21 号 農用地利用集積計画 (案) について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 21 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

利用権設定に関する案件で 11 月中に届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、107 件・272 筆の申請がありました。面積は、田 266 筆 460,422.68 m²、畑

6筆 14,238 m²、計 474,660.68 m²です。

受付番号 2 番につきましては、〇〇地域での新規設定です。この場所は、地権者が規模縮小ということで、受け手は同地域の認定農業者〇〇〇さんで、6.5ha 相当を水稻中心に耕作されておられます。

9 番につきましては、〇〇地域で他 2 筆の中に〇番が受け手の認定農業者〇〇〇さんとの仲間田で新規設定をするものです。10ha 余り耕作しております。

31 番から 33 番は、〇〇地域で法人の〇〇〇〇〇〇が耕作者でありましたが、通作範囲からの飛び地でありましたので地元の認定農業者〇〇〇〇〇さんに集約することで利便性がよくなると判断したものです。

38 番については、〇〇地域で農事組合法人〇〇〇〇〇〇が耕作されておりましたが、次回より旧町部の認定農業者〇〇〇〇〇さんが耕作予定であります。42ha 相当を経営されております大型農家であります。隣接地で耕作しているため、この地と併せて農地の付け替えを行うものです。

39 番は〇〇地区の認定農業者が作付けしておりましたが、農事組合法人〇〇〇〇〇〇が付替えするものです。

41 番につきましては、ヤミ耕作となっていたため解消するため設定するものです。実耕作者の農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇が新規設定するものです。

43 番につきましては、仲間田がらみで、認定農業者〇〇〇〇〇〇〇〇さんから農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇〇に、44 番は、認定農業者〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんから農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇と作業の効率を考え付替えするものです。

45 番は農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇〇が耕作者です。小さな面積ですが、不整形地ではないので設定するものです。

47 番につきましては、同地区で 1.2ha 相当を耕作している〇〇〇〇〇〇さんが新規設定を行うものです。

50 番につきましては、〇〇地域で地権者が規模縮小ということで、町部の最適化推進委員の方が受け手として設定するものです。

51 番以降は中間管理機構を通して設定するものです。主なものとして〇〇地域の集落営農に 58,260 m²が配分予定となっています。また、〇〇地域の認定農業者〇〇〇〇〇〇〇へ 23,347 m²、〇〇地域の農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇〇営農へ 15,148 m²が配分予定となっております。

事務局 前回の委員会時より若干流動化率が上昇し、53.34%となっております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第21号 農用地利用集積計画(案)の案を除きまして、決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長 続きまして次の議題へ進みます。

議長 議案第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第22号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

これは、相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願いが提出されましたので承認を求めるものです。

願出者であります〇〇地域の〇〇〇さんは被相続人の〇〇〇〇〇さんから特例適用農地 田 16筆・4,734㎡を現在全て農地として利用しており、今後も引き続き耕作する予定でありますので、証明書の発行をするものです。

議長 他に何かご意見はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第22号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議長 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長 次へ進みます。

議長 議案第 23 号 南砺市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱の制定について、事務局より議案の説明を求めます。

＝議案第 23 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

この別段面積の要綱につきましては、10 月時の総会に素案を提示しているところです。南砺市の空き家バンクに登録された空き家とその空き家に付随した農地をセットで売買・賃貸借できることとしています。その農地の大半は、遊休化してしまうといった実態からそれを解消し、移住定住の促進につなげていくものです。

空き家対策については、所属が暮らしません課であり、その部署と連携して移住定住を推進していきます。

前回から変更になったところは、下限面積を 0.1 a にしたところです。

実際に農業経験はないが、家庭菜園を楽しみたいという方であれば、0.1a がきちんと耕作していただける面積と判断しています。また、県内で既に取り組んでいる〇〇町によると、今年度から農地付き空き家の要綱を作成して運用しており、そちらも参考としたものです。原則、空き家に隣接する農地で、既に遊休化又は遊休化する恐れがある農地に限定させていただくものです。

開始時期については、周知期間も必要になることから、来年 3 月 1 日からと考えています。

基本、空き家物件と所有者は同じであると想定しており、空き家の持ち主から農業委員会への相談があり、申請様式を提出いただき、総会にて空き家に付随する農地と指定し、空き家バンクに登録していただきます。当然、移住定住もしくは耕作してみたい方についても、暮らしません課に相談され

- 事務局 るものが想定され、宅建業者との商談も必要となります。
農業委員会には農地法第 3 条による権利異動の許可の手続きが必要となり、その申請書を提出し総会で議決され、3 条許可書をもって空き家に付随する農地の権利が取得できるという流れになります。また、耕作継続の誓約書については 5 年の実績をつくってもらふこととします。
現在、利賀・上平・平地域につきましては、下限面積 10a を設定しているところです。今回、空き家バンク登録物件に付随した農地を指定して告示を行うこととしています。
細かな運用等につきましては、皆様方からのご意見をいただきながら、進めてまいりたいと思っています。
- 議長 この件につきまして、ご意見等ございませんか。
- 〇〇委員 空き家に 0.2a や 0.3a ほどの田や畑がついている場合は、バンク登録がされないのか、あるいは 0.2a の農地付き空き家があった場合は、0.1a のみ空き家にくっつけて、0.1a は畔を作って別扱いにしてしまうのか、お聞きします。
- 事務局 現在、南砺市の空き家バンクに登録されている物件は、売買・賃貸も含めて 28 件ありますが、農地の登録はありません。
対象となる農地が空き家敷地に隣接しているか、宅道をまたいだ家庭菜園可能な農地を想定しております。地権者がその他に農地を沢山所有している場合、耕作者が現役で作っているような農地は、付随する農地には該当しません。担当地区の農業委員等と現場確認により、適正可否について判断いただくこととなります。
- 〇〇委員 1a 以上ある農地は、空き家バンクに登録されないということでしょうか。
- 事務局 空き家の持ち主の方も農地は簡単に売買等できないことをご存じなので、セット売りしてほしいという際には、農業委員会に相談していただきたいとのことです。これが遊休農地の恐れのある農地として届出をすることによって空き家バンクにも登録していただくよう手配をいたします。
- 議長 よろしいでしょうか。

〇〇委員 わかりました。

〇〇委員 0.1a は 10 m²ですが、概ね 3 坪。家庭菜園としては、少し小さいような気がします。本格的に耕作してみようかという方もいますので、10a ぐらいまであればいいのではないかと思います。50a や 60a は無理がありますので、まずは 10a で 4～5 年経験してみるということ、経営規模拡大したいということであれば、特区を考えられてはどうでしょうか。

事務局長 これについては、下限面積としてお示ししているところです。労力的に 10a 程度可能な方は、お求めになられても問題はありません。委員会事務局として 10a の上限を設定しようかとも思っているところです。付随する農地にもいろいろなパターンがあると想定しまして、下限面積を 0.1a ということにしたものです。

〇〇委員 下限面積ということでしたらわかりました。
委員の中には、そこまで読み切れない方もおられると思いますが。

事務局長 中には就農希望の方もおられると思いますので、別途説明・相談をさせていただきます。

〇〇委員 わかりました。

議長 特区を設けてという考え方もありますが、南砺市では五箇山村が 10a からと設定しております。他のところでは、校下ごとに面積を決定しているところもあります。1 番多いのは〇〇市で、中山間地を抱えておりますので、細かく設定されておられます。今後、南砺市もいろいろと課題が見えてくると思いますので、その際はよろしくお願いたします。

議長 その他ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。
議案第 23 号 南砺市空き家に付随した農地の別段面積取扱

議長 要綱の制定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものとしたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第 12 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について報告を求めます。

事務局 =報告第 12 号について議案書をもとに朗読・説明=
この案件は、中間管理事業によるあっせんです。
今回は、〇〇〇〇地内の畑 2,445 m²で、譲渡人の〇〇〇〇さんから、農林水産公社を仲介するもので、10a 当たり 20 万円の所有権移転を予定しています。届出が先月ございましたので手続きを進めているところです。

議長 報告事項ですので採決いたしません。

議長 続きまして次の報告事項に進みます。

議長 報告第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 13 号について議案書をもとに朗読・説明=
今回は 64 件の届出がありました。
面積は田のみ 97,774 m²です。
受付番号 1 番から 8 番は、耕作者の変更によるものです。
受付番号 9 番から 17 番につきましては、農地中間管理機構を通して設定するものです。
受付番号 18 番は、農地中間管理機構にて耕作者の変更を行うものです。
受付番号 19 番及び 20 番は、耕作者の変更です。
受付番号 21 番は、市へ売買したものによるものです。
受付番号 22 番は、議案番号第 18 号農地法第 3 条受付番号 3

事務局

番の案件によるものです。

受付番号 23 番から 30 番につきましては、農地中間管理機構を通して従来からの方と設定するものです。

受付番号 31 番から 34 番につきましては、議案番号第 18 号農地法第 3 条受付番号 1 番の案件によるものです。

受付番号 35 番及び 36 番につきましては、議案番号第 18 号農地法第 3 条受付番号 2 番の案件によるものです。

受付番号 37 番につきましては、先月の委員会時の農地法第 3 条の案件によるものです。

受付番号 38 番から 57 番につきましては、土地改良事業による面積の修正のうえで再設定するものです。

受付番号 58 番から 62 番につきましては、担い手のみを変更するため手続きするものです。

受付番号 63 番及び 64 番につきましては、利用権設定の面積を変更するために手続きするものです。

議長

これら報告事項について、何かご質問、ご意見などございますか。

(異議なし)

議長

続いてその他にうつります。

議長

その他について事務局からお願いいたします。

=その他について説明=

事務局

(農家の手引きの配布)
(農業委員 2021 年の手帳) 等

議長

他に何かございましたら、ご意見等お伺いいたします。

(特になし)

議長

先般からの農業委員及び農地利用最適化推進委員の研修会にて、全国農業新聞の推進の話がありました。今年、改選により新農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、任期中の 3 年間はぜひとも購読いただきたい旨をお伝えして

議長 いましたが、普及率を高めるうえでも、ぜひ会長から委員へ向けて声掛けをお願いしたいと依頼がございました。未読の方は購読いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 よろしいでしょうか。そのほかに何かございますか。

議長 特にないようですので、本日の議案・報告事項はすべて終わります。

来月の総会は令和3年1月7日（木）午後2時から、場所は福光庁舎別館3階 大ホールとなります。

議長 以上で、南砺市農業委員会第5回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時05分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長